

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																	
東淀川支援学校	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものが2件あった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="510 583 1626 856"><thead><tr><th rowspan="2">職員</th><th rowspan="2">出張日</th><th colspan="2">システム入力日</th><th rowspan="2">過誤払旅費額</th></tr><tr><th>当初入力日</th><th>重複入力日</th></tr></thead><tbody><tr><td>A</td><td>令和4年5月23日</td><td>令和4年5月20日</td><td>令和4年5月23日</td><td>320円</td></tr><tr><td>B</td><td>令和4年8月10日</td><td>令和4年7月26日</td><td>令和4年8月10日</td><td>460円</td></tr></tbody></table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和4年5月23日	令和4年5月20日	令和4年5月23日	320円	B	令和4年8月10日	令和4年7月26日	令和4年8月10日	460円	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額												
		当初入力日	重複入力日																
A	令和4年5月23日	令和4年5月20日	令和4年5月23日	320円															
B	令和4年8月10日	令和4年7月26日	令和4年8月10日	460円															
措置の内容																			
<p>過誤払となった旅費については、戻入を行い、収納済みである。 検出事項の原因は、申請者が当初入力したことを失念して重複入力したことと、直接監督責任者の確認不足により重複入力を見落としたことにある。 再発防止に向けて、関係職員に対して、旅費に係る申請・承認を適正に行うよう周知を行うとともに、管内旅費集計を行う際には、複数での確認を確実にすることによりチェック体制を強化した。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>																			

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月13日）